

## 感染症に気をつけよう

学校は集団生活の場です。ひとりが感染症にかかったことを知らないまま、または「欠席したくないから」という思いから、感染症であることを隠して登校してしまうと、クラスや部活動の中で感染拡大が起こってしまいます。例えば、同じクラスの中に大事な試合などを控えている同級生がいて、自分が登校することで、その人に感染症をうつしてしまったらどうなるだろう… 集団生活の中では、そんなことも考える力が必要です。

「健康」があつての学校生活です。体調が悪い場合、まずは体温を確認すること。もし発熱が見られた場合やいつもは見られない症状がある場合は必ず医療機関を受診し、何らかの感染症ではないか、登校してもいい体調かどうかを確認してから登校しよう。

また、「新型コロナウイルス感染症」への対応もしばらく続くものと思われれます。

## 『学校において予防すべき感染症』に罹患した場合

感染症予防法および学校保健安全法に基づき、学校では感染症の拡大を予防する対策を講じる必要があります。学校において予防すべき感染症は以下の通りです。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性肺灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、水痘（みずぼうそう）、麻疹（はしか）、風疹（3日はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、百日咳、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎 など）

① 何らかの体調不良がある場合、クラス担任へ連絡し、登校を控えてください。

② 受診を希望する医療機関へ電話し、「いつから、どんな症状があるか。」「熱は何度あるか。」等、体調を伝え、その医療機関の指示に従って受診してください。

③ 受診の結果をクラス担任へ電話で報告し、医師の指示通りに療養してください。

※ その証明書に記載された期間は『出席停止』の扱いとなり、『欠席』の扱いにはなりませんので、出席停止期間を守って十分に自宅療養してください。それぞれの疾病の『出席停止期間』などの詳細は「新入生オリエンテーション」の冊子をご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応が今後も続くと思われれます。生徒本人だけではなく、家族に体調不良があるがどうしたらいいかわからない場合など、不安なことやわからないことがある時は保健室にご連絡・ご相談ください。